

●広島県特定（産業別）最低賃金が改定されました。

広島県特定の産業に適用される産業別最低賃金が、平成 23 年 12 月 31 日に改定されました。

また、今回改定された産業以外に適用される広島県の地域別最低賃金も、平成 23 年 10 月 1 日に改定されています。

最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用され、年齢・性別・雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト等）の別を問いません。

広島県最低賃金	時間額 710 円	発効年月日 平成 23. 10. 1
---------	-----------	--------------------

広島県特定（産業別）最低賃金 （業種名は「日本標準産業分類」による）	時間額	発効年月日
製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金 ※高炉によらない製鉄業等を除く	827 円	平成 23. 12. 31
建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 ※製缶板金業を含む	795 円	平成 23. 12. 31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 ※建設用ショベルトラック製造業を除く	801 円	平成 23. 12. 31
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※民生用電気機械器具製造業等を除く	761 円	平成 23. 12. 31
自動車・同附属品製造業最低賃金	784 円	平成 23. 12. 31
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	825 円	平成 23. 12. 31
各種商品小売業最低賃金 ※衣、食、住商品を全般にわたり小売するもの（百貨店、総合スーパー等）	770 円	平成 23. 12. 31
自動車小売業最低賃金 ※二輪自動車小売業（原動機付自転車含む）を除く	780 円	平成 23. 12. 31

●海外現地法人四半期(平成 23 年 7 月～9 月)の動向調査 経済産業省平成 23 年 11 月実施

売上高実績(ドルベース)は、2528 億ドルで、前年同期比 7.8%増と 8 期連続のプラス。

地域別では、欧州（15%増）、アジア（7.8%増）、北米（3.1%増）とすべての地域でプラスとなった。主要 4 業種は、はん用等機械 18.7%増で 7 期連続プラス、輸送機械が 5.4%増と 2 期ぶりにプラス、電気機械が 5.2%増と 8 期連続プラス、化学が 0.1%増と微増となった。円ベースに換算した場合、19.7 兆円で前年同期比▲2.3%減と 2 期連続のマイナスとなっている。

また、設備投資額（ドルベース）72.2 億ドルで前年同期比 28.2%増、円ベースで 16.2%増とどちらも 6 期連続プラス、従業員数実績（平成 23 年 9 月末）は、370.5 万人で前年同期比 3.0%増と 7 期連続のプラスとなっている。